

新監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成31年3月20日

新潟市監査委員 高井 昭一郎  
 同 伊藤 秀夫  
 同 渡辺 有子  
 同 加藤 大弥

監査結果等に基づく措置  
 平成30年度第2定期監査及び行政監査結果報告（平成30年12月27日新監査公表第11号）分

監査の結果等 （指摘・意見）内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 （措置実施日）	再発防止措置 （措置実施日）	
<p>《指摘事項》                      支払事務の重要性に対する認識が組織として著しく欠落していたため、支払遅延等が繰り返されたもの（東区役所建設課）</p> <p>東区建設課では、平成29年度の青葉公園他トイレ清掃業務委託について、同業務を請け負っていた業者は契約に基づき履行届と請求書を毎月提出していたが、担当者が提出された書類を留め置き、履行確認と支払処理（以下、「支払処理等」という。）を行わなかった上に、担当者の判断により平成29年7月に業者に対して年度末の一括払を提案し、出納閉鎖間際の平成30年5月29日に年額553万3,353円を一括で支払っていた。そして、平成30年度も同じ業者と契約を締結し、年度当初には履行届と請求書が毎月提出されていたが、前年度と同様に、担当者は平成30年6月に業者に対して年度末の一括払を提案して、平成30年4月から平成30年10月までの7か月分（420万1,760円）について支払処理等を行っていなかった。</p> <p>その他にも、平成30年度の修繕工事や業務委託において、担当者が業者から提出された履行届と請求書を留め置き、業務履行後3か月以上にわたり支払処理等を怠っていたものが12件（1,372万7,016円）確認された。</p> <p>地方公共団体における支払遅延の防止については「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されることから、業務履行後に業者から請求があった場合には、速やかに支払を行わなければならない。しかし、本件においては、業者から請求があったにもかかわらず、担当者は支払処理等を行わなかった上に、青葉公園他トイレ清掃業務委託においては業者の立場を考えずに安易に年度一括払を提案しており、その行為は同法の趣旨に反するものであって、業者の経営に対して影響を与え、同時に、市政に対する信頼を大きく喪失することになったといえる。さらに、2年続けて多額の支払遅延が生じていたことを踏まえると、組織としてのチェック体制が形骸化していたというだけでなく、そもそも支払遅延が市民に影響を与える不適切な行為であるという認識が、担当者だけでなく組織としても著しく欠落していたと言わざるを得ない。</p> <p>また、同課においては、前年度に公金着服事件が発生していたにもかかわらず、このような市政に対する不信感を抱かせる事案が繰り返行なわれたということについて、組織として重く受け止める必要がある。二度とこのような事案を発生させないためにも、組織として支払事務の重要性をあらためて認識するとともに、財務事務全般についても問題点を洗い出し、適正な事務処理を徹底することにより市民の信頼回復に努められたい。</p> <p>【合規性】</p>	<p>指摘事項について下記の事項を実施。                      青葉公園トイレ清掃業務とその他の支払遅延12件分について、監査期間中の平成30年12月5日までに支払処理を行った。</p> <p>（平成30年10月30日～平成30年12月5日）</p> <p>・今回の問題に係る原因・問題点を精査し、事務処理方法の見直しを行う旨の報告を所属長より受けた。                      ・東区建設課全職員を対象に、会計事務（おもに支払事務）に関する研修会を実施し、会計事務の基礎知識や心構え等について周知を行った。</p> <p>（平成30年12月1日～平成31年1月22日）</p>	<p>再発防止措置として原因で挙げた事項について下記のとおり実施した。                      ①請負者から提出された関係書類（履行届、竣工写真、請求書）を入れるボックスを設置し共有管理している。                      ②維持係と管理係で別々に管理していたリストを統一し共有管理している。                      ③会計課職員による会計実務研修を実施し会計実務能力の向上を図った。（1月21・22日実施）                      ④業務配分の見直しを行った。</p> <p>（平成30年10月30日～平成31年1月22日）</p> <p>【会計事務に関する研修会の実施】                      （平成31年1月21日および22日）                      東区建設課全職員を対象に、会計事務（おもに支払事務）に関する研修会を実施し、会計事務の基礎知識や心構え等について周知を行った。                      【所属における再発防止対策の実施状況の確認】（平成31年2月8日）                      今回の問題を受け、東区建設課で実施した再発防止対策（課内の事務処理の見直し※）の実施状況を実地検査し、適正な事務処理が行われていることを確認した。                      ※業者への発注から支払までを管理する課内共有の一覧表を作成し、処理漏れや事務の滞留防止する。</p> <p>（平成31年1月21日～平成31年2月8日）</p>	<p>東区役所建設課</p> <p>【制度所管部署】                      会計課</p>